第310回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第310回入札監理小委員会 議事次第

日 時:平成26年3月7日(金)14:30~15:23

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 事業評価(案)の審議
 - ○農業物価統計調査(農林水産省)
- 2. 情報システム運用業務の契約変更について((独)情報通信研究機構)
- 3. その他

<出席者>

(委 員)

石堂主查、井熊副主查、関根専門委員、宮崎専門委員

(農林水産省)

大臣官房統計部経営·構造統計課 前原課長、中根課長補佐 統計企画管理官 藤岡管理官補佐

(独立行政法人情報通信研究機構)

社会還元促進部門情報システム室 青木室長 経営企画部 田邉プランニングマネージャー 財務部会計室物品・役務契約グループ 石田主査

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第310回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の農業物価統計調査の事業評価案、2番目に、独立行政法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の契約変更の審議を行います。

最初に、農林水産省の農業物価統計調査の事業評価案についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課、前原課長より 御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○前原課長 御紹介いただきました、農水省で経営・構造統計課長をやっております前原 と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料1に基づきまして、簡潔に御説明させていただきたいと思います。

説明に入ります前に、農業物価統計は、皆様御存じだと思いますけれども、簡単に申し上げますと、農産物の販売価格、農業生産資材の価格を農業物価として把握しておりまして、農産物につきましては127品目、農業生産資材については160品目、両方合わせまして調査客体としては3,300くらいの客体につきまして農業物価統計を毎月公表しているところでございます。民間の市場化テストに入りましたのが22年からでございまして、それ以前は職員を中心としてやっていたということでございます。

1ページに「1 事業内容」として書いておりますが、簡単に申しますと、農業物価統計というのは、調査客体の選定から実査、審査、物価指数化をしていく行為でございますけれども、調査客体を選定する、これは全て企画設計にかかわる部分でございますので、代表的な産地の選定、その上で代表的な価格の客体を選んでいく行為そのものは国がやっていることでございます。調査客体を選定した後の調査客体への協力依頼とか実査、審査、私どもへの報告につきましては、民間業者が行うことになっているわけでございます。

今回、平成24年と25年の調査につきまして、これは2期目でございますけれども、調査 を評価させていただくということでございます。

受託会社としては、インテージリサーチでございます。これは複数の応札がございましたけれども、1期と2期の受託者はインテージリサーチとなっております。

「Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び評価」でございますけれども、先ほど申しましたように、これは毎年毎年同じような客体がございますので、24年、25年とも3,300ぐらいの客体に対して調査協力依頼を行っています。

次のページに、この調査の手法でございますけれども、8ページに「表8 回収方法別調査客体数」が載っております。いわゆる自計調査が全体で約1,400ございますけれども、調査員の訪問または郵送による調査、電話も含みます調査員調査が約1,900、郵送、ファクス調査が約1,300、オンライン調査が100余りとなっております。

「表1 調査票の月別回収率」は、ここにございますように24年、25年とも100%と相な

っております。ちなみに、これは物価指数でございますので、出回りの多いところの価格動向を毎月毎月把握していくということです。品目によっては地域に1カ所から2カ所で調査しているところもありますので、その地域がなくなってしまう、そこの価格がとれないということになりますと価格指数全体の計算にも影響を与えますので、100%を実現しているということでございます。

「表2 調査票の月別督促件数」は、毎月毎月公表していくわけでございますので、月末になりますと督促をさせていただいているということでございますが、おおむね1割弱がある。特に5月、6月、7月などは多いのですけれども、これは農繁期とか作業との関連でそうなっていると思います。

下の「2 調査客体からの問合わせ対応、調査票の審査及び疑義照会対応」でございますけれども、ここにございますようにフリーダイヤルを設けております。これは2回線設けておりますけれども、問い合わせ・苦情等は、全体としても24年が28件、25年が25件で問い合わせ自体が少ない。苦情も24年が6件、25年が1件。これはたまたま1期、2期がインテージリサーチで、精通してきたこともあって苦情が少なくなってきているのではないかと推察されます。

3ページ、「(2) 調査票の審査及び疑義照会対応」でございますけれども、当然のことながら、私どもは最終的に価格指数をつくっていくわけでございますので、価格の変動が大きい場合には、どのような要因があったのかについて民間業者から報告をいただくことになっているわけです。その理由が分からないような場合には、農水省から疑義照会という形で民間業者に照会いたしますけれども、トータルで申し上げますと、今回の24年、25年の調査で見ますと、24年では1,538件、25年では1,117件ということで減っております。ちなみに1期の平成22年、これは当初でございますので、1月から開始して、特にそこは非常に集中して疑義照会がございましたが、民間業者も慣れてきたこともございまして、23年、24年、25年と順次大幅に減っているということでございます。

「3 評価」は、先ほど申し上げましたように、各月の調査票の回収率は100%を達成しておりますし、納品後に農林水産省から照会させていただく疑義照会件数も第1期事業より減少し、なおかつ毎年減っているということもございます。それから、先ほど申し上げませんでしたけれども、調査担当者の苦情問い合わせは少なくなっておりますが、調査客体ごとに履歴などを集中的に取りまとめるデータベースシステムを構築していて、新たに質問が出てきた場合も、相手方からどのような質問があって、その連続性でどういう回答をして、その後このようにしたということも含めて閲覧できるような形になっています。そういう工夫もされていることもございまして、評価ができるのではないかと思っております。

 円というのは、当時の1客体当たりの人件費、統計事務所と言っておりましたけれども、 その事務所の職員にどれだけかかったかということで人件費を試算し、物件費なども考慮 した形で1期事業のときに試算しているわけです。これがトータル3億1,000万円かかって いるということで、結果的に削減額は6割を超えているということでございます。

事業の実施体制としては、先ほど冒頭に申しましたように、調査客体を選定するのは私ども国でございますけれども、客体ごとの価格動向について、私どもも月末に結果を公表いたしますので、その月の中旬までには報告をいただくスケジュールをつくっておりますが、ほぼスケジュールどおり民間業者の報告が上がってきているということでございます。

5ページに事業の実施体制が載っておりますけれども、これは24年と25年でございます。 実査準備、それから実査のところが若干減っております。これは精通してきたことと同時 に、謝礼支給の人数なども減らしておりますけれども、これも円滑にいっているというこ とで、企業の自助努力で人数を減らしているということでございます。

6ページから7ページは、実査準備の印刷の過程とか協力依頼の問題、調査員の確保・ 指導体制、先ほど表で223名とありますが、そういったものがどうなっているのか。それか ら、実査の段階での用品の配布、8ページには、冒頭で申しましたけれども、回収方法別 調査客体数の推移とかを載せております。

9ページの4は、先ほど農水省が民間業者にお聞きする疑義照会数が減っていると言いましたけれども、その結果として、民間業者から調査客体への疑義照会数も平成24年の4,700件から平成25年調査では4,265件で、ほぼ500件余り減っているということでございます。

最後に10ページでございますけれども、「7 調査客体への対応状況」ということで、 先ほど申しました3,300余りの調査客体について、566調査客体にアンケート調査を実施し ております。回収率は74.4%でございますけれども、その結果につきましては、ここに文 章で書いてありますけれども、12、13ページにアンケート結果が載っております。

まず、応対などの状況からみていきますと、「良い」、「どちらかといえば良い」を含めますと、ほぼ98%が良いという状況になっておりまして、「悪い」とか「分かりづらい」といったものについては、ごくわずかな状況になっている。13ページにも、調査員の説明は非常に分かりやすいということで、ほぼ99%が分かりやすいとなってございます。

非常に雑駁で恐縮でございますけれども、以上が私の説明でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案について内閣府から説明をお願いします。 説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 内閣府の評価案でございます。資料Aを御覧ください。

1ページから2ページにかけてですが、「2 受託事業者決定の経緯」ということで、 入札参加者は2者であり、いずれも入札参加資格を満たしていました。平成23年10月24日 に開札して、株式会社インテージリサーチが落札しております。 次に、資料の3ページ、「オ 評価」を御覧ください。

回収率は、平成24年調査及び平成25年調査ともに確保されるべき質として定めた100%を全て達成しております。また、スケジュールに沿って業務が確実に実施されており、調査客体からの問い合わせ等の対応や調査票の審査及び疑義照会対応においても民間事業者は確実に業務を実施しており、納品後に農林水産省が確認を求めた疑義照会件数については市場化テスト第1期の実績と比べると減少しているなど業務は確実に実施されたものと評価しております。

次に「(2) 実施経費」でございますが、平成24年調査及び25年調査の実施経費を従来 経費と比較すると、それぞれ両年とも約2億円の削減となっており、経費の削減が図られ ているところでございます。

最後に4ページ、「3 評価のまとめ」でございますが、本事業における民間委託事業の実施状況については、平成24年調査及び平成25年調査の調査票の回収率は、確保されるべき質として定めた100%を達成しており、これは農林水産省とも連携し十分に調査協力を行った結果であると評価しております。また、実施経費についても24年調査、25年調査とも約2億円の経費が削減されていることからも評価しております。加えて、農林水産省が実施した調査客体に対するアンケートにおいても良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されているものと評価しております。

以上のことから、今般、農林水産省から新プロセス移行の要望が出されておりますので、 本事業は良好な実施状況であるため、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセ スに移行した上で、次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することが適当であ ると考えております。

以上で内閣府の評価案を終わります。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案につきまして、御 質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

事業の内容については大変いい内容かなと。レベルもいいし、コストも下がっているということで、それはよろしいのですが、今後、健全な競争のもとに業務が発注できるかということが重要かと思いまして、2~3質問させていただきたいと思います。

今、内閣府さんから説明があったように、今回の入札参加者は2者であったと。第1期 については何者であったのか。

- ○前原課長 1期も2者でございます。
- ○井熊副主査 同じ会社ですか。
- ○前原課長 はい。説明会には当然10者近く来ていると思うのですけれども、最終的に応 札したのは1期、2期とも2者でございました。
- ○井熊副主査 それで同じ会社が受注しているのですか。

- ○前原課長 そうですね。インテージリサーチです。
- ○井熊副主査 1期目と2期目で業務が改善されているということもありまして、その1 者がこの業務に関するノウハウを培っているところがある。そういった意味で、次に向け ては、ぜひほかの人もチャレンジができるような情報開示等を行ってほしい。

あと、この100%という回収率が、アンケート調査の回収で100%というのは相当困難で、 普通に考えれば非常に難しいなと思うので、これはなぜ達成できているのかということを、 きちんと参加意向を持たれている事業者に説明していただきたい。万が一これが99%だっ たらどうなのかとか、そのようなことに関しても不安感を与えないような御説明をしてい ただきたいと思います。

以上です。

- ○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。
- ○宮崎専門委員 資料 104 ページの表 5 ですけれども、注 3 のところで、契約金額は 2 億7,452万796円であるがというくだりの次の行ですが、謝金を除いた 1 調査年分は 2 億4,900万何がしとあって、この 1 調査年分という表現が少し分かりづらいように思って、実施経費は 2 億4,900万円と書いていただくか、あるいはここで意図している 1 調査年分とは何を意味されているのかを教えていただければ。
- ○中根課長補佐 この事業としては、前に準備段階がありまして、それから謝金の支払いがあるので、そこを除いて純粋に1年分の調査として見た場合にこれくらいかかっていますということで、こういう表現をしているところです。
- ○宮崎専門委員 この表で見ますと、24年と25年の第1期を足した額なわけですね。
- ○前原課長 済みません、表現として、ここはおっしゃるとおり分かりにくい。22年と23年のトータルの契約金額が2億7,400万円で、調査客体の謝金を除くと2億4,000万円と書いていて、この1調査年分というのが分かりにくいところでございますので、謝金を除いた額ということで御理解いただければと思います。申しわけございませんでした。
- ○関根専門委員 今回の件の評価につきましては、回収率も100%ですし、コストも大幅に下がっていて、非常にきちんと行われているということで問題ないかと思います。ただ、先ほど発言のあったこととも関連するのですけれども、今後また入札をしていくに当たって、この業者が非常に優秀で特殊だということなのか、そのため今後入ってくるのが入りづらいようなことはないかなど、実態を教えていただきたいと思っています。

たとえば、コストについて、以前、国で行っていたときよりも3分の1ぐらいに下がっています。これはいろいろな理由があると思うのですけれども、この業者に限らず、一般に、外部に出せばこの程度にはなるものなのかどうかということです。言いかえれば、応札が2者で、1つは予定価格を超えたということですけれども、もう一方の業者は、例えば国と同じくらいのコストがかかり、この業者が非常に特殊であるとしたら、なかなか入ってきづらいことになり、そのノウハウをどう伝達するかということになるかもしれません。もちろん企業秘密のようなこともあるでしょうけれども、競争するという観点からは、

大幅に下がっていることと絡んで、どういう実態なのかを確認しておきたいと思っています。もともと国が行っているものを外に出す場合は計算の仕方の違いなどもありますので、そういうことであれば余り心配することはないので、教えていただきたいと思います。 〇前原課長 まず、国の実施経費3億円は高過ぎるのではないかと。これは国の職員ですから、社会保険料とかも含めた形で計算しておりますので、そういう意味では高くなっているということでございます。諸手当なども入っていますので、その分ということです。 ただし、民間の場合には、調査員の給料というか、恐らくその対価として計算するのでしょうから、民間としては、3年間で3億3,000万円ですけれども、1年間であれば1億1,000万円ぐらいでいいということになったのだと思います。

入りにくいかどうかということだろうと思いますけれども、これは私の個人的な見解ですが、私も実は別のセクションで同じ市場化テストをやっていて、このときは、受託業者が入れかわったのです。日本リサーチセンターだったと思いますけれども、そういう関係者が非常にたくさん来ております。しかも、額面が長期計画でそこそこあることからすれば、市場化テストでインテージリサーチが今回2期連続でとっていますが、そのことが参入障壁になることはないのではないかと思います。

ただ、2年前の契約金額は2億7,400万円で、1年分を見ますと、今回の部分より安くなっています。それは恐らく市場化テストの結果として、インテージリサーチの創意工夫でこれぐらいだったらできるのではないか、もちろん長期スパンでやれるということで応札されたのだと思います。それを超えることができるかということですけれども、そこは他の企業でも、そういう段階でいろいろなことを考えられるのではないかと思います。

我々がやってみて、ほかの企業が全くできないのかということですけれども、私も3年係わっておりますが、市場化テストの調査についてはかなり苦労していました。客体への応対、何のためにこれをやらなくてはいけないのか、なぜ価格を毎月調べなくてはいけないのか、特に担当者がかわったような場合に理解していただくのに非常に苦慮する場合がありまして、先ほどの100%との関係ですけれども、簡単に言えば、ミカンの価格指数をお考えいただければ分かると思うのです。これは和歌山と愛媛が非常に中心的で、佐賀とか長崎とか九州に生産地がございますけれども、ここに集中していますので、その出回り量で、例えば和歌山が2割のウエイトを持っている、愛媛が3割のウエイトを持っている、それに対して代表性のある価格をとっていくわけです。その価格がとれないと、その3割の部分のシェアの価格がどうしても必要ですから、別の代替価格を持ってこなくてはいけない。それを探さないといけないわけです。

そういうことがありますので、全数調査からとっているのではなくて、あらゆる拠点を国の方で見て、代表性のある地域に対して継続的に出してくださいとお願いするわけです。なぜそれで継続的に出してくれるかというと、私どもはこれだけではなくて、実は農家の農業経営統計調査を職員調査で今やっておりますけれども、そういったことで調査客体に対してずっとお願いをしてきた経過があります。まず、職員でお願いしているということ

で、その後、民間業者が入りますから、そこそこ漏れがない。もし仮に難しいとなった場合には、代替の客体をすぐに国が見つけなければいけない。そうしないと価格指数に反映できない構造になっているわけですので、そこの点は、先ほど御説明をしていただきたいということでしたけれども、その調査客体の選定が一番難しいところだと思いますので、そこは今度の入札の場合にも説明をしていきたいと思っております。

先ほどちょっと難しいと申し上げたのは、なかなか小売店舗に毎月毎月、やはり忙しい時期になりますと、なぜこんなことをしなくてはいけないのか、これは何のために使うのかということで、率直に言って、私がいる間に調査客体に本省から職員を派遣したこともあります。でも、そこをとらないと価格指数が把握できない。これは一番重要な数字でございましたから、当該客体の価格データがないと物価指数が作成できないと頼み込んで、私も社長さんにお願いしてというようなことを官側でやりますので、ある程度100%の実現になっているということでございます。

○石堂主査 私だけ分からないのかなと思って聞きづらかったのですけれども、自計調査 と他計調査、これは一般的に使われている用語なのですか。

○前原課長 これは統計の言葉で、自計というのは自分で調査票を書いて渡す、他計は調査員が面接あるいは電話で聞き取るということでございます。他計調査は面接をして聞き取る場合と電話で聞き取る場合がございますけれども、9割が電話でございます。それ以外の自計調査は、調査票を送りまして、それをファクスなり、あるいはオンラインというのはなかなかないのですけれども、送っていただくことになります。

○石堂主査 分かりました。

それから、8ページの回収方法別調査客体数ですけれども、オンラインというのが、この資料の2ページに政府統計共同利用システムオンライン調査システムによるものとなっているのですが、その数行後には、他計調査の関係でメールにより督促を行うというものも出てきている。要するにネットが進んでくると、こういう調査の返事はネットでもらうのがコスト的にも一番いい気がするのですけれども、8ページを見る限りでは、オンラインの利用度は全然上がっていない。これは今後、政策的にオンライン活用の方向に行こうとしておられるのかどうか。それによってコストの構造も変わってくるのではないかなという気もするのです。

○前原課長 このオンライン調査というのは、この調査に限らず、先ほども申しましたように、農家も調査対象となっているわけです。メールというのも、通常のメールだけではなくて、パスワードを付してセキュリティーが確保されています。オンライン調査は政府の統一プラットホームの中で実施されるのですけれども、結果的に、客体からすると毎月報告するのですが、手間がかかるということがありますし、電話がかかってくれば数字は分かっているわけです。例えばキャベツならキャベツ、野菜の場合は2回報告するのですけれども、あるいは資材がこうだとか、特定の日の部分が分かっているわけです。それを一々記入するよりは、電話でかかってきて答えた方が早いということです。

もっと言うならば、店長さんなどにお願いするのですけれども、場合によってはそこの店舗の非常勤のアルバイトの方だったりしますので、いろいろな作業をしているわけで、こういう事務作業はなかなか難しいのが現状です。農家の場合も、農作業をやっている中ではなかなか難しいと聞いております。

○石堂主査 分かりました。ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

それでは、本事業の評価案の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理 委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省退室、(独)情報通信研究機構入室)

○石堂主査 それでは、独立行政法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の契約変 更についての審議を始めたいと思います。

最初に契約変更の内容について、独立行政法人情報通信研究機構社会還元促進部門情報 システム室、青木室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でよろしくお願いしたいと思います。

○青木室長 では、情報通信研究機構の情報システム運用業務の契約変更について御説明 いたします。

情報通信研究機構では、情報インフラの効率的運用を目標とするために、本契約によって本部及び各研究所の情報インフラ運用を順次集約しているところでございます。平成25年10月21日に議了いたしました「情報システム運用のための総合サービス業務における民間競争入札実施要領」及びその別添である「H26情報システム運用のための総合サービス業務調達仕様書」に基づきまして、平成26年4月から運用を開始するための契約を平成26年2月10日に締結したところでございます。

今回、契約変更をお願いしています必要性でございますが、本仕様書が公示されました 平成25年11月時点におきましては、我々の研究所の一つでございますワイヤレスネットワ 一ク研究所におきまして、情報システムの運用範囲が確定しておりませんでした。現在そ の研究所の機器等の整備が完了しまして、運用範囲が確定いたしましたので、本契約にま とめまして、この契約におきましてNICT全体の運用管理を集約して、一括して管理いたし たいと思っております。これによりまして、契約全体の効率化のスピードが促進されると 思っております。

主な契約変更の概要でございますが、別添の資料にもございますとおり、5ページ、「D 拠点数」というところです。

まず、地方拠点が当初は9拠点でございましたが、一番下に赤文字で書いてございます

「ワイヤレスネットワーク研究所」を追加しております。常駐場所としましても、5拠点でございましたところに、下の「ワイヤレスネットワーク研究所」が追加されてございます。一方、外勤場所として指定しておりました「ワイヤレスネットワーク研究所」を削除しまして、常駐場所という形で追加しております。

81ページになりますが、「タ ワイヤレスネットワーク研究所基幹システム」という形で、個別システムが1つ増える形で仕様書を変更させていただいております。個別システムとしましては、アからソまで多数の個別システムが我々の契約の中に入っておりますが、これに1つ追加を考えているところでございます。これにつきましては、横須賀にございますワイヤレスネットワーク研究所基幹システムです。ネットワーク及び共用サーバーの運用管理をこの契約に盛り込もうということでございます。

戻りまして、概要ですが、2月10日に契約を締結した業者と内々で打ち合わせをしておりまして、この契約の変更に関しまして、概算で400万円程度の金額でできるのではないかという話を受けております。この小委員会で了承されました後に、財務部を通じまして、この金額の妥当性等を審査した後、正式な契約変更に至りたいと思っております。以上です。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました契約変更の内容につきまして、御質問、御意 見のある委員の御発言を求めます。どうぞ。

○井熊副主査 御説明ありがとうございました。

こういう変更で、今のところで指摘を受けないためにお聞きしたいのですけれども、まず、ここの432万円というのは、第三者から開示を求められたときに、その根拠について説明できるだけの資料があるのかということがあります。

あと、9個だったものが10個、5個だったものが6個ということになると、どうも差額が小さいなという感じを受けてしまって、なぜ小さいのだろうと思って、邪推かもしれませんけれども、そもそも一番初めの入札のときにきちんと競争性があったのだろうかということがありますが、その2点はいかがですか。

○青木室長 1番目の妥当性につきましては、現在、業者と詰めているところでございますが、作業量としましては、年間90日程度の常駐作業ということで計算させております。 その単価につきましては、1人当たりの単価が幾らというのは当然出てきますので、それにでは、1人当たりの単価が幾らというのは当然出てきますので、それにできましては、当然公表しても問題ないと思っております。

2点目ですが、この金額が小さいということでございます。そもそも2億円という大きな額ですが、この契約に対しましては、一番大きな業務量としましては小金井本部、我々の東京の業務です。これにつきましては個別システムが多数ございますし、常駐者も十数名ということで、それなりの大きな人数を積んでおります。ただ、地方拠点につきましては、吹田ですとか鹿島、神戸、こういったものが既に現契約でも結ばれておりますが、そ

れに比べると業務量としては小さいということです。我々も現場の横須賀のワイヤレスネットワーク研究所とは打ち合わせしているところでございますが、システム自体もそれほど多くないということで、業務量としては大きくないだろうということで、金額として小さいのは妥当だと思っております。

そもそも小さいのは最初から見込まれていたのではないかということでございますが、 競争性という意味で申し上げますと、今回の入札につきましては2者入札になりまして、 もう一者との差は相当大きかったようです。この業者は、それなりにかなり頑張って値段 を下げてきて落札しております。

- ○井熊副主査 両方とも予定価格内で2者の入札があったということですか。
- ○青木室長 そうです。
- ○石田主査 もう一者の方は予定価格を下回っておりません。
- ○石堂主査 資料の中の「2. 契約変更の必要性」というところで、

ワイヤレスネットワーク研究所の情報システムの運用範囲が確定していなかったという表現になっているのです。ここが素人としてはちょっと分かりづらくて、今回、拠点が1カ所増えたように見るのですが、要するにワイヤレスネットワーク研究所はいわば運用の対象外と考えていたのが、対象の中に入ったという捉え方でいいのですか。

- ○青木室長 当初は外勤場所という程度の扱いで考えていました。
- ○石堂主査 なるほど。それが、この運用範囲が確定していなかったという言い方の意味 なのですね。
- ○青木室長 はい。
- ○石堂主査 運用範囲が確定していないということは、最初の入札をする段階では業者さんの側には伝わっていたのですか。
- ○青木室長 伝わっておりません。あくまで当初は一番最初の調達仕様書に基づいた拠点 数という形で伝えております。
- ○石堂主査 だけれども、発注する側としては、ここの部分はまだ確定できていないとい うことは分かっていたことになるのですか。
- ○青木室長 いえ、内情を言いますと、我々は研究機関でございますので、いろいろな研究所の波がありまして、例えば来年度からワイヤレスネットワーク研究所を加えますということもございますが、組織改編とか新しい研究所をつくる、新しいグループをつくる、新しい研究場所をつくるということが今まで随時起こっておりました。それに従いまして、例えばスクラップ・アンド・ビルドということもありますけれども、この拠点を我々の対象にするかわりにこれはやめるとか、そういったことは今までもやっておりました。そういった形では、我々の腹づもりとしましては随時契約変更はあるというのは認識していたのですが、必ずしもそれを業者には伝えておりませんでした。
- ○石堂主査 入札の状況を示してやる以上、このように変わることがあり得るのだと、今 おっしゃるように随時契約変更があり得るのだとすれば、それも書いて出さないとおかし

いのかなと。私が気にするのは、結局、落札者が決まった後にこういう変更があると、落札できなかった業者は指一本触れられないわけですね。今回は価格的に全然折り合わなかったという事実はあったわけですけれども、これが非常に接戦の結果だったりすると、非常に微妙な問題を起こすのではないかなと思われます。おっしゃるように、こういった性格のものは随時契約変更が必要だとなれば、その契約期間内、2年なり3年の中にこういう変化があり得ることを書いた上で、その結果としてこのくらいの規模の金額の変動は契約期間中にあり得る、可能性があるのだということを書いていく方がむしろよいような気もするのです。

- ○青木室長 おっしゃるとおりでございまして、実施要項の17ページに契約内容の変更を うたっておりまして、ここで我々は全てを読んでいたつもりでございましたが、もう少し はっきりと、そういった形での契約変更が起こり得ることを書いておくべきだったと反省 しております。
- ○井熊副主査 これを落札した、今、契約交渉中の相手はどこなのですか。
- ○青木室長 NTTアドバンステクノロジという会社でございます。
- ○井熊副主査 民間企業ですね。先ほど2者の応札があって、1者の金額は非常に大きかったということで、その会社の金額がなぜ大きかったのかとなると、入札の条件に不明確なところがあって、それでいろいろなリスクを織り込んで価格が高かったのだと。例えばいろいろなリスクを考えて、かつ、そういう状況があり、その後、契約変更が行われたとなると、例えばそういう理解が行われたと仮定すると、この入札は特定の人が情報を得て行われたのではないかというようなことを思われると、次から競争が成立しなくなっていくと思うのです。そういうことについてはどのように考えますか。ちゃんと全ての事業者に対して公平な情報公開が行われたのかどうか。
- ○青木室長 それはそのとおりでございます。
- ○井熊副主査 なぜそう言えるのですか。
- ○青木室長 新たな拠点が増える可能性があるというのは一切公表しておりませんし、 我々だけの判断でやっております。今回落札した業者は新規業者でございまして、金額的 に折り合わなかった業者は、実は現在の契約相手でございます。ですから、先ほどおっし ゃいましたリスク云々という意味では、現在の業者の方が知り得る情報は多かったかと思 っています。
- ○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

この案件だけの問題ではないと思いますので、契約変更の可能性について要項にどのように書かれていたか。それと、実際に契約変更を、要するに野方図にはやるべきでないのだろうなという感じはします。一つには、単年度の契約も多くあるわけですけれども、向こう2~3年に、発注側としてもどういうことが起きそうか慎重に考えた上で要項に書き込む。それで、その範囲内でしか本当は変更できない。契約変更を認めず継続すると大変な不利益になるから変えざるを得ないというケースは出てくるかもしれませんけれども、

一定の手続を経て要項を決め、仕様書を開示して契約する以上、そこのところはおのずと 何かルールがなければならないのではないかなと。

最初の方で言いましたように、たくさんの業者が応札してほしいというスタンスでやっていますから、激しく競争してぎりぎりのところで落札しというケースが増えてほしいので、それが、その後の契約変更で落札できなかった業者に「あれっ」と思われるようなことがあると非常に具合が悪いと思います。これはこの機構さんだけの問題ではないと思いますけれども、今後ちょっと考えていかなければならないかなと思っております。

○青木室長 そういう意味でございますと、先ほど御説明いたしましたように、組織変更とかいろいろな形で拠点等が増える可能性がございまして、当初からそれを踏まえて仕様書をつくるべきだったのは反省するべきところですが、今回、契約変更を行うに当たりまして、その辺を調達仕様書に盛り込む変更はやってもよろしいものなのでしょうか。今回、仕様書を変更いたしますので、一文として。

野方図というのはおっしゃるとおりでして、もちろん非常に大きな理由が必要だとは思っておりますが、研究機関という特殊性もありますし、現在の行政改革関係で研究開発独法への組織変更ももちろん我々は予定されております。それは多分、平成28年度、次の中期計画になると思っておりますが、そういったものも踏まえまして、いろいろな外的要因で契約範囲が若干、大きく変わるものではないと思っておりますが、この契約の一番大きなところは小金井の契約でして、これに関しましては、それほど大きく、今、職員数は1,500名おりますが、その大半は小金井におりまして、それが半分になったりとかいうことは多分ないと思いますが、幾つかの拠点につきまして、増えたり減ったりすることも考えられるかと思っております。それにつきまして、野方図ではないが、組織改正等の要因があったときには契約を変更できることとするとか、そういった一文を盛り込むことが可能であれば。

○石堂主査 恐らくどんな契約でも事情変更はあり得るわけで、今おっしゃるように、外からといいますか、他律的に決まることで変えざるを得なくなったことについて責任をとることはできないと思うのです。むしろ発注者として、自分の今後の計画としてこのようになるかもしれないなと予測可能だったのではないかと外から見たときに思われるところについては盛り込むべきではないか、という辺りにとどまると思うのです。発注者の責任において、ここら辺までは見通せたのではないのかという疑念を生むことがないようにという範囲かなと思います。これを機会に検討していくしかないかなと思います。

今回の場合は、落札の際に大きな価格差があったので、落札できなかった業者に対して何か問題を惹起することはないとは思いますので、これはこれでこのままでいくのかなと思いますが、問題点を含んだ事柄だと思います。

- ○青木室長 ありがとうございます。
- ○石堂主査 ほかはいかがですか。
- ○宮崎専門委員 今、御質問いただいた内容に関して、今回のこの部分を契約変更するの

は諸事情があってやむを得ないと思うのですが、逆にこのタイミングで契約書上、仕様書変更を今後2年間ぐらいの間でできるというものをあえて入れてしまうと、組織が統合して倍になる、あるいは半分廃止になるとか大幅に変わるときに、それを契約変更手続だけでやるのか、一回打ち切って、もう一回しっかりしたプロセスでやるのかというのは議論があるところだと思います。逆に言うと、契約変更だけでできる状況には今はしないでおいた方がよろしいのではないかと私は思います。

- ○青木室長 承知いたしました。
- ○石堂主査 確かに、単純なルールでぱっと決められることではなさそうだなという感じがいたしますね。

よろしいでしょうか。それでは、本契約変更についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

- ○事務局 ございません。
- ○石堂主査 それでは、本件につきましては、本日の審議を踏まえ、主査である私の方から監理委員会に報告させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。